

諸外国のオープンアクセス(OA)政策

高木和子

この数年、公的資金、すなわち国民の税金が使われた研究の成果はオープンアクセス(以下、OA)とすべきであるとの考えが、世界各国で次々と具体化されつつある。しかし適切な政策を策定し、助成金を得た研究者にOAを義務付けている国は、まだ決して多いとは言えない。本記事では、積極的に取り組んでいる米国、カナダ、ドイツ、英国、オーストラリアなど数カ国の例を紹介する。OA義務化を実施している大学や研究機関もあるが、政府が資金を提供する公的研究助成機関のみを取り上げる。

●米国

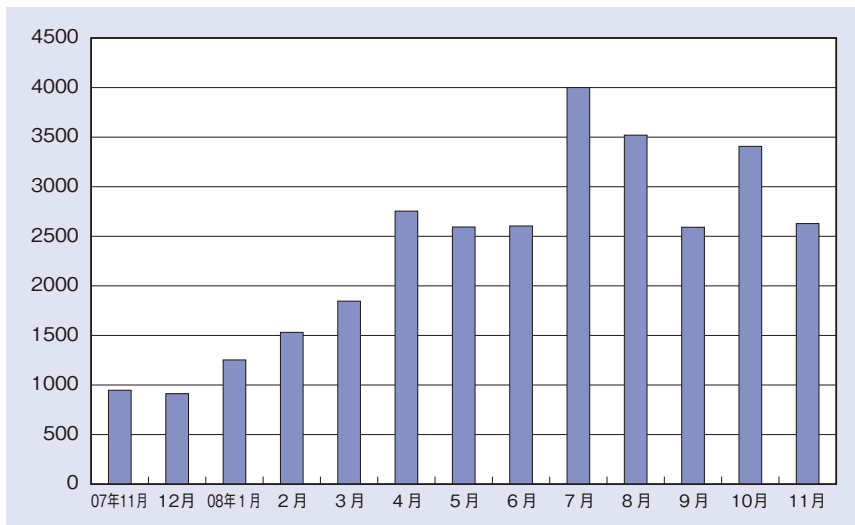
一部ではあるが、OA政策を法律で義務付けたのが米国である。国立衛生研究所(NIH)は、世界で最も有名な医学研究センターのひとつで、国民の健康推進を目的に、多くの研究に資金を提供する。年間予算約二八〇億ドルのうち、八三%に当たる二二・三二億ドルが助成金として、三二万五〇〇〇名強の研究者に与えられる。(日本の二〇〇八年度、全科学技術関係経費は三兆六〇〇〇億円)。巨額の助成金を

使った研究の報告書やデータに、納税者である一般の人々が、十分にアクセスできない現状を憂えた米国下院歳出委員会は、二〇〇四年七月、NIHに対してパブリックアクセス政策を打ち出すよう勧告した。ここにNIHのパブリックアクセス政策への道が本格的に開かれた。NIHはOAではなく、パブリックアクセスという言葉を使用するが、意味するところは同じである。勧告から二カ月後、NIHはパブリックアクセス政策の原案を発表し、広く国民の意見を求めた。「NIHから助成金を得た研究の結果は、学術雑誌などで発表後六カ月以内に、PubMed Centralに登録して公開すべきである」というものであった。PubMed Centralは、生医学やライフサイエンスに関する分野を広くカバーする、無料デジタルアーカイブである。この原案は、米国内はもちろん、世界中に大きな反響を呼び、賛否両論が寄せられた。翌年二月に発表された最終的な情報公開政策は、公的資金を得た研究の成果が、一般の人々も無料アクセスできるオンラインデータベースに掲載されるとして高い評価を得た。

しかし、すべての人がこの成果に満足したわけではない。その理由は、①論文を提供するかどうかは著者の自由意志に任せられ、罰則もないこと、②原案では「発表後六カ月以内に登録」であった期限が「二カ月以内」と後退したこと、③「資金提供機関と出版社の相反する期待に沿うように努力する」とされたこと、の三点である。このパブリックアクセス政策支援のために結成された納税者アクセス同盟(図書館団体、医療団体、患者団体、大学など約九〇団体加盟)という、納税者意識の強いアメリカ人を象徴する組織をはじめ、OA推進派の人々からは懸念の声が多く表明された。この政策は二〇〇五年五月に実施されたが、案の定、論文登録率は二年経っても五%にも達せず、成果が上がっていないことが明らかになった。そこで再び議会が動き出した。パブリックアクセス政策に反対する米国出版社協会をはじめ、出版社側の激しいロビー活動やホワイトハウスの反対にもかかわらず、NIHにOAを義務付ける条項を含む「二〇〇八年労働厚生歳出法案」は、下院を二〇〇七年七月に、上院を一〇月に

学術情報へのアクセス向上を目指して—機関リポジトリのいま

図1 論文登録件数



(出所) NIH統計から作成。

研究者が九四七件の論文を登録したに過ぎなかったのが、一年後の二〇〇八年一月には、一九七二名が二六三三六件登録するに至った。二〇〇八年七月には三九九九件の記録を達成した(図1)。

しかし、戦いは続く。二〇〇八年九月に入ると、出版社側は新たな反撃を企てた。NIHの政策は著作権法や知的財産法と矛盾すると主張し、下院司法委員会に働きかけて、パブリックアクセス政策に挑戦する法案を提出させたのである。数日後に公聴会が開かれたが、

通過した。予想に反して、ブッシュ大統領が、法案にサインし、図書館界や納税者同盟などOA推進派の願いは、完璧ではないとはいえ、ついにはかなえられたのである。NIHの助成金を受けた研究者は、二〇〇八年四月七日以降に雑誌掲載が受諾された論文の査読済み最終原稿をPubMed Centralに提出し、雑誌の公式発表日から一二月以内に公開することが義務付けられた。その結果、二〇〇七年一月には七七三名の

現在はペンディングの状態で、今後の進展は予断を許さない。なお、対象を医学に限定することなく、六カ月以内のOA化を義務化する法案(通称FRPPA)が、二〇〇六年に超党派の議員により提出されたが、そのゆくえは今なお不明のままである。

●カナダ

カナダでのOA義務化は、さほど早くはないが、既に四つの公的研究助成機関がOA義務化政策を採択し、うち三機関が義務化を実施済みである点では、他の国に抜きん出ていると言えるだろう。カナダ保健研究機構(CIHR)が、カナダの公的研究助成機関としては初めて、二〇〇七年九月に研究成果のOA義務化政策を発表した。CIHRの政策の特徴は、助成金を受けた研究者が、発表論文(本、報告書、会議発表資料などは除く)を、OA化する方法を選択できることにある。第一の方法は、出版社の方針に従って、雑誌発表後できるだけ早く、遅くとも六カ月以内に、出版社のウェブサイトにオンライン・リポジトリ上で自由にアクセスできるよう、あらゆる努力を払う。第二の方法は、査読済み最終原稿を雑誌発表後直ちに、PubMed Centralや所属機関のリポジトリなどに登録し、雑誌発表後六カ月以内にOAに供する。ただし、第一の方法には「出版社の方針に従って」の言葉が入っているため、出版社がOA化

を六カ月以上際限なく引き伸ばすことも可能との指摘もある。発表直後の論文のOA化を許可する雑誌に投稿する場合は、掲載料を助成金から出すことが認められる。論文に付随する生命情報科学、原子、分子座標などのデータも、論文発表後直ちに適切なパブリックデータベースに登録しなければならない。オンタリオ州癌研究所(OICR)は、CIHRをモデルとして、二〇〇八年七月にOA義務化を開始した。相当な額の助成金を得た研究者は、雑誌原稿(本、報告書、会議発表論文などは除く)が受理された段階で、査読済み最終原稿をOICRの機関リポジトリに登録しなければならない。助成金が小額の場合は、登録を奨励されるが義務ではない。登録論文は、六カ月以内にOA化されなければならないが、出版社が許可しない場合、六カ月の間は、機関リポジトリ、OICR-IIRからリプリント・リクエストサービスによってのみ入手できる仕組みである。国立研究会議(NRC)は、NRC出版アーカイブ創設のイニシアチブを開始するに当たり、その一部としてOA義務化政策を決定した。二〇〇九年一月から、査読済み論文、本、会議発表論文のすべてと、テクニカルペーパーが、NRCの機関リポジトリ、NPARCに登録される。ただし、OA化は「可能な限り」とされ、出版社が反対した場合、自由にはアクセスできないことになる。二〇〇九年七月には、カナダ国立癌研究所

(NCIC)も義務化を開始する。NCICからの支援を多少なりとも受けた研究者は、成果をPubMed Central¹ 所属機関のウェブサイトに、OA誌などに掲載し、できるだけ早く、遅くとも六カ月以内に公開しなければならない。OA化に際して出版社が費用を要求する場合には、NCICが負担する。

●英国

英国でOA化推進の契機となったのは、二〇〇四年に下院科学技術委員会が発表した、科学出版に関する報告書「科学研究出版物—全ての人に無料で？」である。報告書は、科学技術情報のOA化を支持し、公的資金を受けた研究の成果を無料提供することなどを勧告し、政府に回答を求めた。しかし、貿易産業省が中心となってまとめた回答は、

会議名	略称	義務化開始時期
医学研究会議	MRC	2006年10月
生物科学研究会議	BBSRC	2006年10月
経済社会研究会議	ESRC	2006年10月
自然環境研究会議	NERC	2006年10月
科学技術施設研究会議	STFC	2007年4月
芸術人文科学研究会議	AHRC	2007年9月
工学物理科学研究会議	EPSRC	2009年春(予定)

た回答は、言葉とは裏腹に実質的に勧告拒否であった。その結果、英国研究会議(RCUK)が独自に下院科学技術委員会

の勧告を導入することになった。英国では政府のエイジェンシーである七つの研究会議が、それぞれ基礎的研究に対して助成金を提供している。RCUKは、公的資金を得たすべての研究にOA化を義務付ける政策の草案を二〇〇五年に示して、パブリックコメントを募った後、最終案を発表した。前記報告書から二年が経過していた。いつ、どのような条件の下で行うかは、各研究会議の決定に任された点で、草案よりは後退した内容になったが、義務化への第一歩を、踏み出したのである。OA政策を実施したのは、生物科学研究会議(BBSRC)、経済社会研究会議(ESRC)、医学研究会議(MRC)、自然環境研究会議(NERC)、科学技術施設研究会議(STFC)、芸術人文科学研究会議(AHRC)の六研究機関である。残る工学物理科学研究会議(EPSRC)も、つい最近、OA化を決めたようだ(表1)。

法律で規定されていないが、NIHが医学関係の研究に限定されるのに対し、自然・社会・人文科学と幅広い分野をカバーする点が英国の強みである。政府の省庁では、二〇〇七年に英国保健省が、PubMed Centralへの論文登録を義務付けた。なお、民間機関ではあるが、英国の医学研究に対して最大の資金援助を行っているウェルカム財団は、研究会議に先駆けて二〇〇五年一〇月、ピアレビュー誌掲載の研究論文を、出版後六カ月以内にPubMed Centralに登録することを助成金供与の条件として義務付けた。出版社に要求された場合には、論文掲載料分の助成金も提供するなど、すぐれたOA政策であることを付け加えておく。

●ドイツ

NIHに次いでOA政策を開始したのは、ドイツ最大の科学研究助成機関、ドイツ研究協会(DFG)である。連邦政府と州政府の双方から財政支援を受けるが、独立した機関として、英国のRCUK同様、大学などの研究機関に助成金を提供する。DFGは、助成金を受けた研究の成果(論文)へのOA政策を二〇〇六年に実施した。研究者は、雑誌に発表した論文を六〜十二カ月以内に機関リポジトリか主題リポジトリに登録するか、または最初からピアレビューOA誌に発表すべきであるとされる。ただし、この「すべき」という言葉は、「要請」よりは強いが、「要求」よりは弱い言葉で、最終的には研究者の意思に任されていることは問題だ、とOA推進者のサバー教授は指摘する。DFGに続き、約八〇の研究所を持つドイツ最大の非営利研究機関であるマックス・プランク協会(MPS)が、OA支援策を二〇〇八年八月に発表した。MPSも予算の八〇%強を連邦政府と州政府から受け、大学などの研究機関に助成金を提供している。その支援策は、MPSの研究所に所属する研究者が、非営利のOA出版団体であるPLOSの出版する雑誌に原

表1 研究会議における義務化の状況



学術情報へのアクセス向上を目指して—機関リポジトリのいま

稿を載せる場合、MPSが掲載料を全額負担するというものである。

● EU

EUとしてのOA義務化への取り組みも既に始まっている。二〇〇六年二月、欧州研究諮問委員会（EURAB）は、欧州連合第七次研究枠組み計画（FP7）の下で助成金を受けた研究成果に、OAを義務付けるよう、欧州委員会（EC）に勧告した。これを受け入れた欧州委員会は、二〇〇七年から二〇一三年までの研究費予算五〇〇億ユーロ（六兆三五〇〇億円）の二〇％について、OAを義務付けるパイロットプロジェクトを、二〇〇八年八月に開始した。二〇一三年まで続くプロジェクトの対象となるのは、①エネルギー、環境健康、情報通信技術、研究基盤整備、②社会の中の科学、社会経済学・人文の計七分野で、助成金を申請する研究者は、成果を所属機関のリポジトリに、それが不可能な場合は主題リポジトリに登録し、①のグループは六カ月以内、②のグループは二カ月以内にOA化しなければならない。雑誌への論文掲載が受理され次第、出版社版または、査読済み著者最終原稿を登録するよう要求される。機関リポジトリにも、主題リポジトリにも入れることができない論文には、欧州委員会が特別なリポジトリを提供する計画である。なお、ヨーロッパ規模でOA政策を実施した最初の機関は、

ヨーロッパ研究委員会（ERC）である。あらゆる分野の優れた研究に、資金提供を行うことが主な使命で、二〇〇七年二月に正式発足した。同年二月発表のガイドラインでOAを義務付けている。助成金を得た研究者は、成果である雑誌論文を発表後すぐに、PubMed CentralやArXivなどに登録し、六カ月以内にOA化しなければならない。ERCは、特に一次データを重視し、発表後直ちに登録することが好ましいとしている。掲載料を要求するOA誌に投稿する際には、ERCがその掲載料を負担する。

● オーストラリア

政府目らが、公的資金を得た研究成果のOA化を提言したが、オーストラリアの特徴である。オーストラリア研究会議（ARC）と、国立保健医療研究会議（NHMRC）という二つの機関を通して、政府は数千の研究プロジェクトに巨額の資金を支出している。両機関は、助成金を受けた研究の成果を自由に利用できるよう、できるだけ公開するよう研究者に要請している。言葉上は「義務化」ではなく「要請」であるが、従いたくない研究者は、拒否理由の正当性を証明しなければならないため、実際には限りなく義務化に近いと考えられる。なお、ARCがこの政策を発表したのは二〇〇六年末で、英国とはほぼ同じ時期である。

● その他の国々

出版界の抵抗にもかかわらず、OA化の動きは、世界中で強まる一方であり、次々と新しい機関が参加している（表2）。二〇〇九年にはその数がより一層増加することを期待したい。

（たかぎ かずこ／千葉大学非常勤講師）

表2 その他の国のOA政策

国名	機関名	略称	開始年	内容
ベルギー	フランダース学術振興会	FWO	2007年3月	研究成果を発表後1年以内にOAデータベースに登録。
スイス	スイス国立科学財団	SNSF	2007年9月	研究成果を機関内では主題リポジトリに登録。出版社の公開禁止期間を尊重。
アイルランド	アイルランド科学工学・技術研究会議	IRCSET	2008年5月	雑誌・国際会議発表論文の査読済み原稿または出版社版に登録。
アイルランド	高等教育機構	HEA	2008年8月	同上。ただし、著作権に問題がないことが条件。
フランス	国立研究機構	ANR	2008年7月	査読済み原稿をHAL-SHSに登録。